



# 長野市公共施設マネジメント ニュース・レター Vol. 28 令和6年3月 長野市



第  
28  
号

## 市有建築物のユニバーサルデザイン化を進めています

### ユニバーサルデザインって？

私たちの社会には、子どもからお年寄り、障害をお持ちの方、外国人など、多様な人々が暮らしています。

ユニバーサルデザインは、こうした年齢、身体状況、言語、文化などの違いに関わらず、できるだけ多くの方が同じものを同じように使えるようにデザイン（設計）し、より暮らしやすくしていくことを目指す考え方です。

また、このような考え方を基に行う、公共施設の整備もユニバーサルデザインです。

### ユニバーサルデザインの考え方が必要な理由は？

背景には、少子高齢化、障害者の権利保障、国際化、女性の社会進出など、社会環境の変化が挙げられます。

また、個人のライフスタイルや価値観も多様化しています。

こうした変化に対応していくためにも、ユニバーサルデザインの考え方が必要不可欠なものとなってきています。



これまでの市有建築物の整備にあたっては、段差を改修するなどの物理的な障壁（バリア）を取り除くことで、高齢者や障害者等、特別な配慮を必要とする人のための取組（バリアフリー化）に努めてきました。

これからは、これまで進めてきたバリアフリー化の取組に加え、ユニバーサルデザインに配慮した整備を進めていきます。

## 令和5年度の取組事例（市役所本庁舎 施設改修事業）

➤ ユニバーサルデザイン（UD）には、「モノ」のUDと「情報」のUDの2種類があります。現在、本庁舎では、この両面から整備を行っています。

### ① 行き先案内表示（通路）の整備

庁舎2階連絡通路の床面等にこども総合支援センターや第一・二庁舎への行き先案内表示を整備



防滑性床材に張替  
【モノのUD】

行き先案内表示  
【情報のUD】

通路床面への案内表示  
【情報のUD】

保育・幼稚園課  
Daycare and Preschool Section

こども政策課  
Childhood Policy Section

(福祉医療) 福祉政策課  
Welfare Policy Section

## ② 広場駐車場車寄せへの屋根の設置

降雨・降雪時における車両乗降者の利便性確保のため車寄せへ屋根を設置



## ③ その他の環境整備

・利用者の多い通路への手すり設置

・駐輪スペースの区画塗装

・サイクルラックの設置



## これからの取組 (ユニバーサルデザイン実態調査)

市では、ユニバーサルデザイン化を進めるため、3ヶ年(R6~R8年度)で既存建築物の実態調査を実施します。

《イメージ(実施の流れ)》

### ① 実態調査の実施 (R6~R8)

- 建築基準法12条点検に併せて、各施設の基本データを収集

### ② 改修計画の作成 (R8)

- 調査結果を基に利用者の特性や緊急性等を踏まえ、改修内容・優先順位等を定めた年次計画を作成

### ③ 予算化・改修工事

- 改修費用を予算化し、改修工事を順次実施

✓ 本調査を基に、数多い施設の中からどれを優先的に改修するかを見極め、ユニバーサルデザイン化やバリアフリー化を進めていきます。

# 収入確保の取組と基金の積立

## 収入の確保に取組む理由は？

1,300以上ある市有施設のうち、約半数は建設後30年以上経過しています。

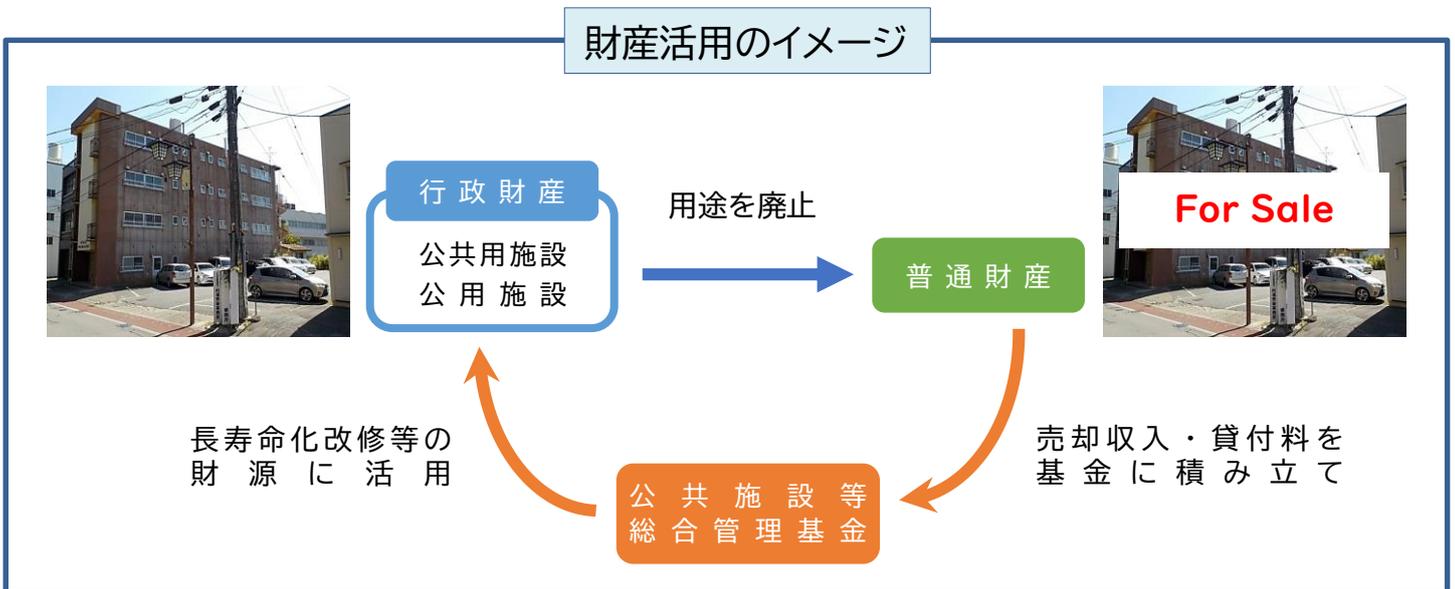
これらの施設をすべて改修・更新することは困難なことから、今ある施設をできる限り長く使えるよう長寿命化改修に取り組んでいます。

長寿命化改修を計画的に進めるには、どの施設を優先して改修するかを検討とともに、改修のための財源確保が必要になります。

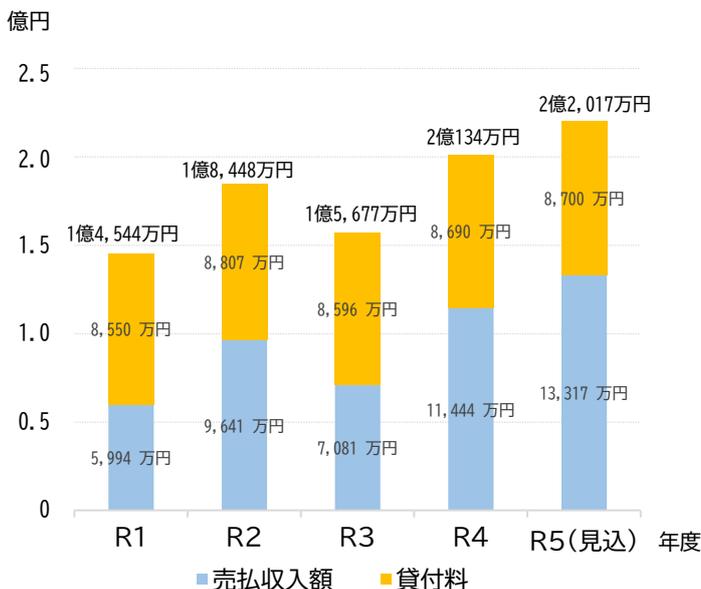
このため、市では、その方策の一つとして、平成30年3月に「長野市公共施設等総合管理基金\*」を設置しました。

基金には、公共施設として使われなくなった建物等の未利用財産（普通財産）を売却したり、貸し付けたりして得た収入を積み立て、施設の長寿命化改修等の財源として活用していきます。

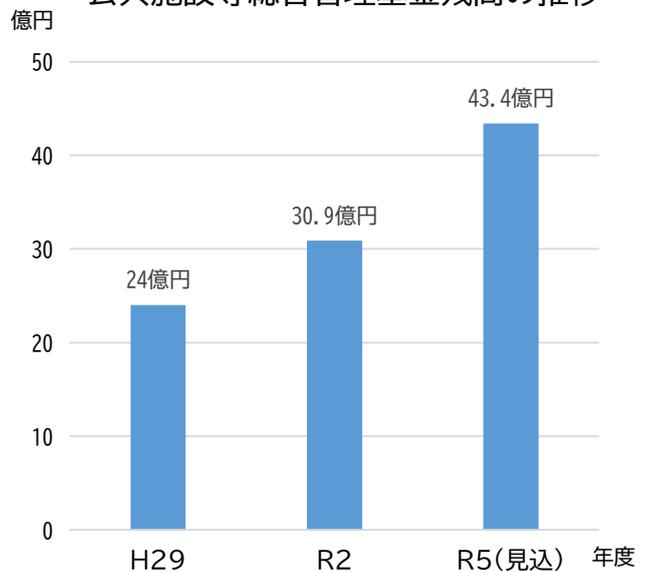
\* 基金とは … 特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために、条例に基づいて設置する資金又は財産のこと。



普通財産売払収入・貸付料の推移



公共施設等総合管理基金残高の推移



未利用財産については、これまでは庁内で利活用することを優先していましたが、公共施設マネジメントの推進などに伴い増加が見込まれることから、市場性がある売却可能な物件については売却を優先しながら、長寿命化改修等の財源の確保や未利用財産の削減に努めていきます。

# 建物の法定点検 ③

建物の維持保全のための点検の一つに、法令により義務付けられている点検（法定点検）があります。今回は、建築基準法第12条に基づいた定期検査で行う「防火設備」についてご紹介します。

## 防火設備定期検査

随時閉鎖式\*の防火ドアや防火・防煙シャッター等の「防火設備」は、火災の発生をいち早く感知したり、炎や煙が拡散するのを防ぐなど、火災の被害を抑えるためにとても重要な設備です。

そのため、年1回、一級建築士などの専門家による定期的な検査が必要です。

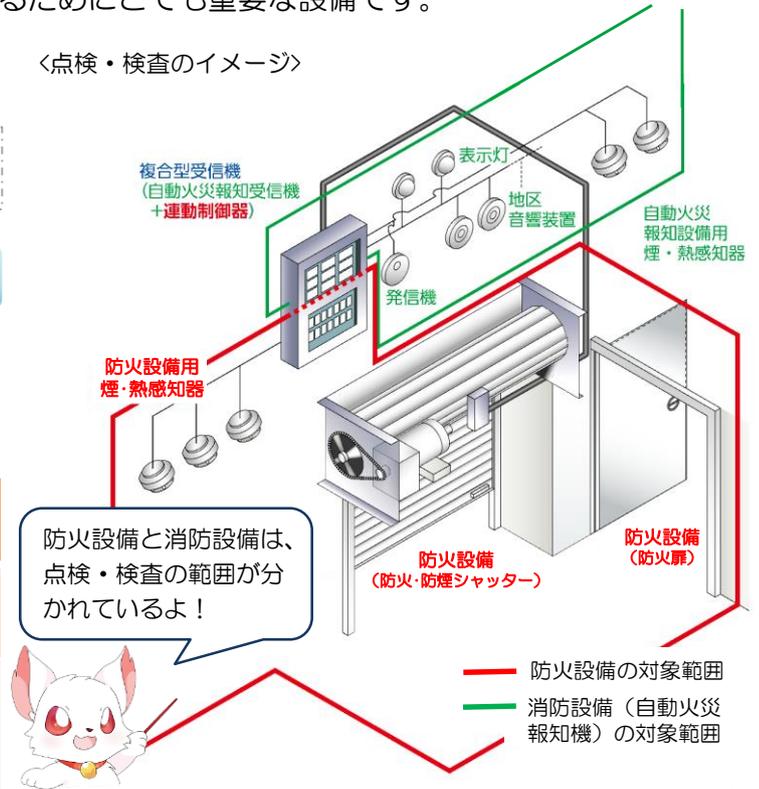
\* 随時閉鎖式 … 普段は開放状態で用い、火災時に熱や煙を感知して自動で閉まる機能をもつもの

### 防火設備と消防設備の検査って違うの？

防火設備に似た検査としては、消防用設備等点検があります。混同される場合がよくありますが、別の検査のためそれぞれ行うことが必要です。

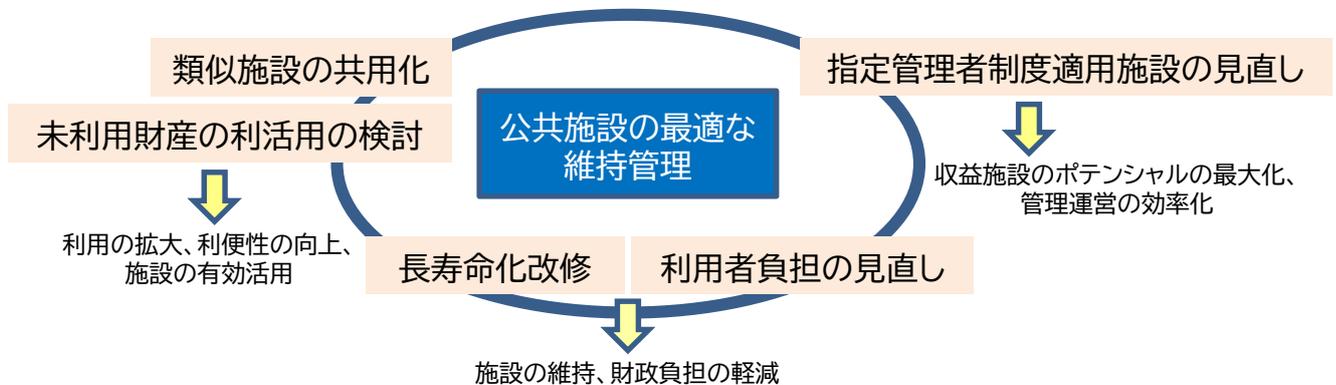
	防火設備	消防設備 (自動火災報知機)
根拠法令	建築基準法	消防法
設備の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>火災の拡大の防止</li><li>火災発生時の安全な避難経路の確保</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>警報による火災発生時の通報</li></ul>

〈点検・検査のイメージ〉



## 来年度の取組について

市では、引き続き長寿命化改修や未利用財産の利活用に取り組むとともに、施設を効率的・効果的に維持できるよう、類似施設の共用化の検討、指定管理者制度適用施設や利用者負担の見直しなども進めてまいります。



◆今までのニュースレターや公共施設マネジメントの情報は、HPへ！  
【長野市ホームページ>市政情報>施策・計画>公共施設マネジメント】



今回のニュースレターはいかがでしたか？  
皆さまの感想をお聞かせください。  
次号もお楽しみに！

### 長野市 総務部 公共施設マネジメント推進課

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地  
Tel : 026-224-7592 Fax : 026-224-7964  
E-mail : koukyou@city.nagano.lg.jp

◆挿入キャラクター「ミーコ」の作画は、長野俊英高等学校 漫画研究部に協力していただきました。